

三条市 子ども・若者 総合サポートシステム のご紹介



2021.6. ver.12

選びたくなるまち
三条市

子育てにはいろいろな悩みがあるものです。

たとえば・・・

学校に行かなくなりました...

このままだと就職できないのでは...

障がいがあっても自立していけるの？

子どもとのかわり方がわからない...

ほかの子と比べて発達がおそいのでは？

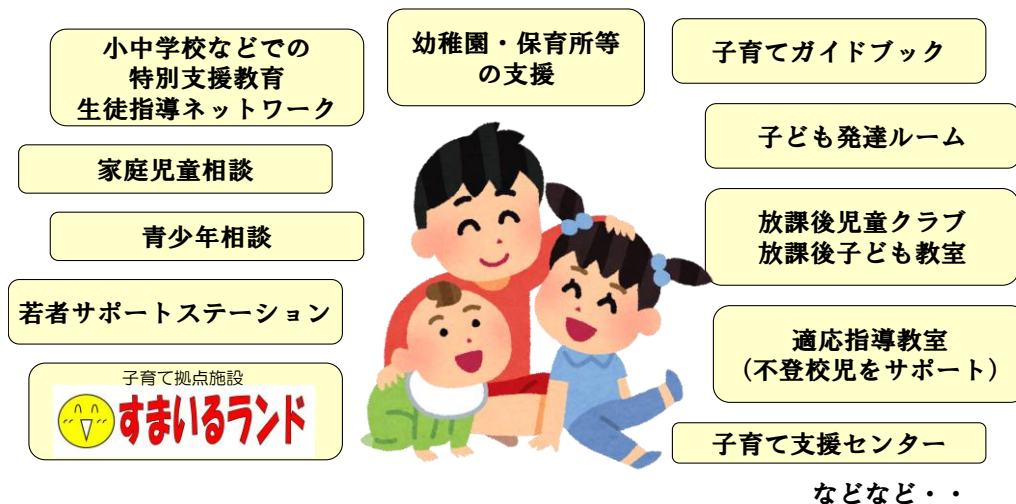
配偶者から虐待を受けている...

多動で言うことを聞かない。発達障がいかもしれない。

学校がとりあってくれない。



これまでも三条市では子育てのサポートに力を入れてきました。

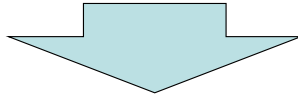


しかし、課題がありました・・・



「だれかがやるだろう・・・」 「ここまでしか、うちにはできない・・・」

そこで、



「子ども・若者という三条市民」に必要なサポート体制をつくるのは、「三条市の責任」だという理念に立ちました。



そこで若者を含め企画したのが・・・

三条市子ども・若者 総合サポートシステム

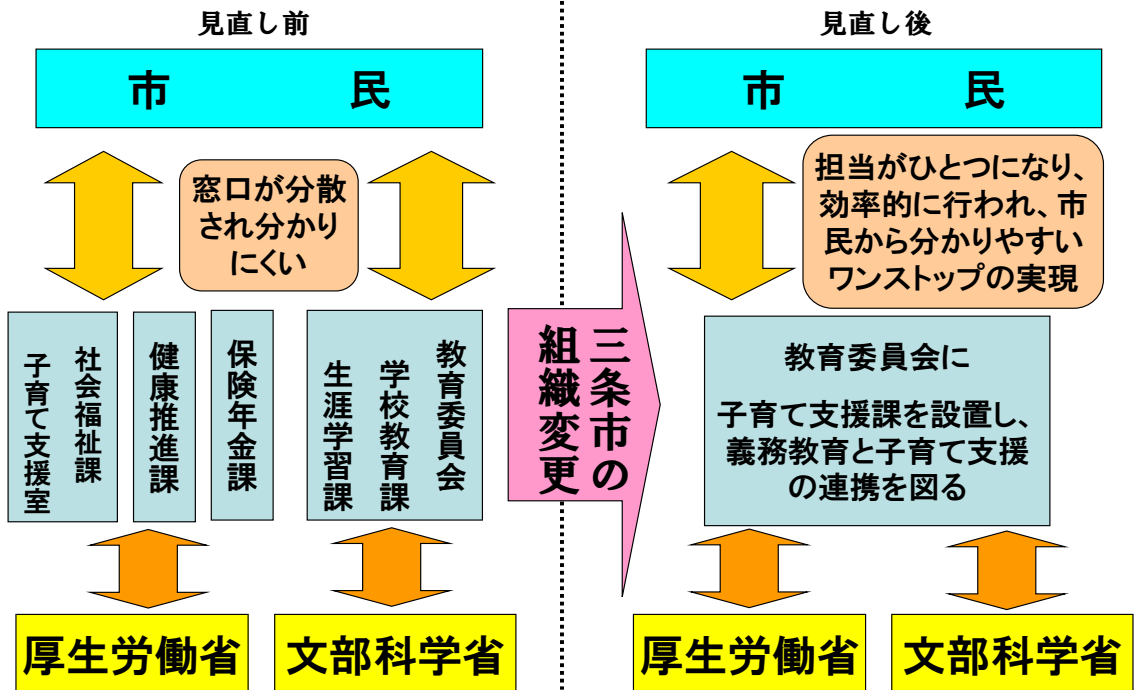
これは、

「子ども・若者という『三条市民』が、乳幼児から就労・自立に至るまで切れ目なく一貫して、個に応じた必要な支援を総合的に受けられるようにするため、市（子育て支援課）がその情報を可能な限り集約・一元化するとともに、関係組織・機関と連携して支援体制づくりを行うことにより支援するシステム」

です!!

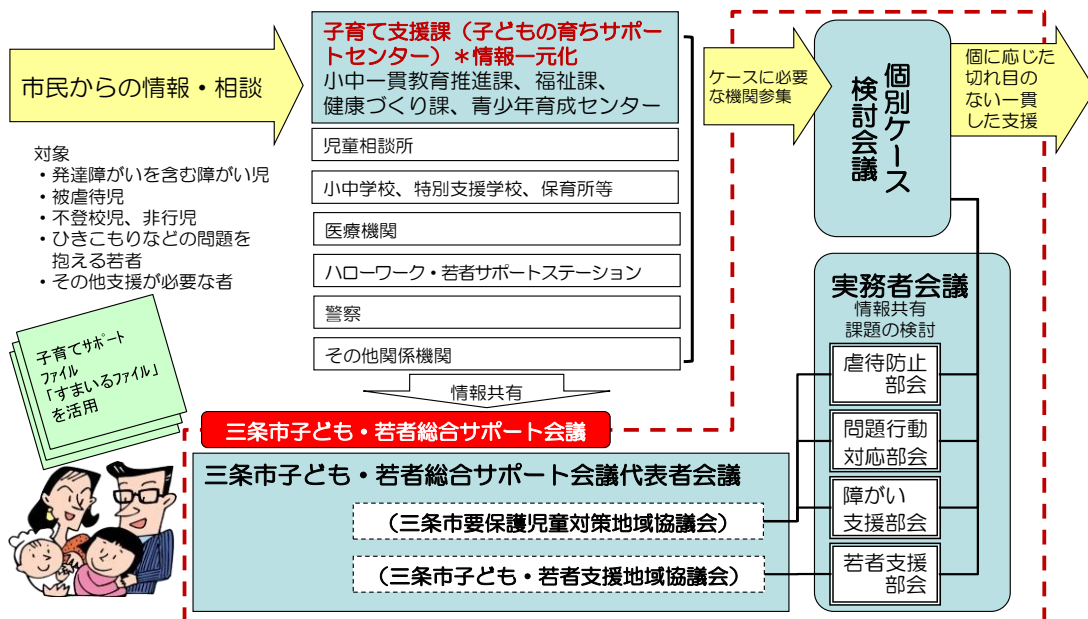
具体的には・・・

組織機構の見直しによりH20.4から教育委員会に子育て支援課を設置

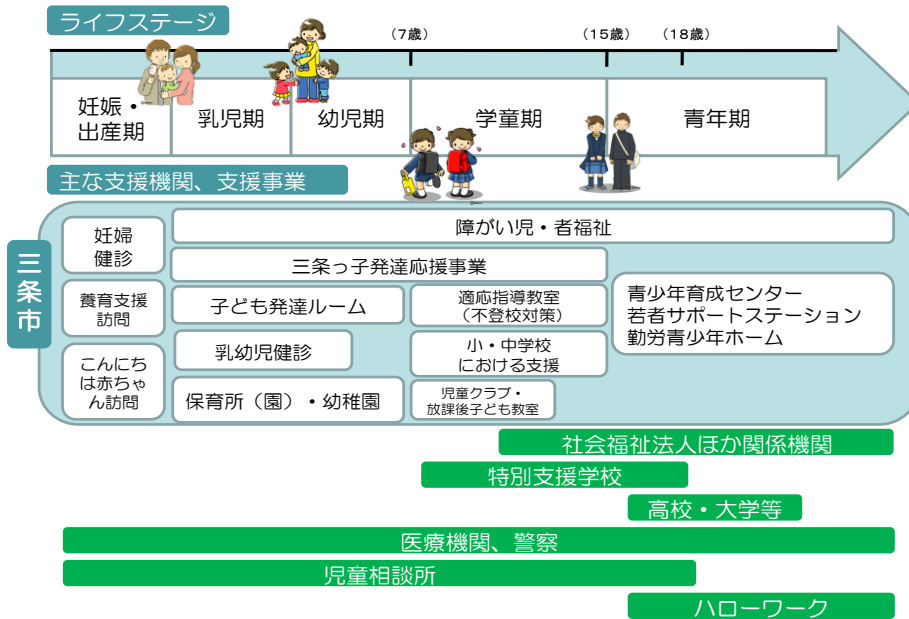


三條市子ども・若者総合サポートシステムとは①

子ども・若者という「三條市民」を、乳幼児から就労に至るまで、切れ目なく総合的に必要な支援を行うため、市がその情報を一元化し、関係機関が連携して個に応じた支援を継続的に行えるようにするシステム



三条市子ども・若者総合サポートシステムとは② (ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援)



そのために、

子育てサポートファイル

「**すまいるファイル**」をお配りします。



(収納できる)



- 出生届けを提出されたときに、すべての子どもにお渡します。
- 子どもの診断歴や発達の記録、個別の支援計画などを保護者が楽しくつづることができます。
- 関係機関との情報共有に使用できます。

また、おとうさんを応援する
“父子手帳”

「**Enjoy! パパ手帳**」

も母子健康手帳と一緒に
お渡します。

対象者について

「総合サポートシステム」では、支援が必要なすべての子ども・若者を対象としています。

■年齢

😊 乳幼児期～35歳まで（学校卒業後は就労支援が中心）

■支援すべき内容

- 😊 被虐待
- 😊 すべての障がい（その傾向が心配される子どもを含む。）
- 😊 不登校、非行など主として学校における問題
- 😊 引きこもりなど（学校卒業後のもの）
- 😊 その他、支援が必要なもの

従来の支援とどこが違うのか？ ①

●従来支援の問題点

これまでの支援では、主たる支援機関の自主的な連携にたよっており、うまくいけばいいのですが、そうでないときは、支援が受けられませんでした・・・



●子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター）が情報を一元管理します。

そこで、子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター（ハブ組織））が、各支援組織と連携し、**支援が必要な子どもが必要な支援が受けられているか**について、情報を持ち、各支援組織の特性に応じて、支援体制を構築します。

もし、支援を受けている組織において十分な支援が受けられていないと感じたときは、子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター）に相談すれば、関係組織と連携して、支援体制を再構築することも可能です。

従来の支援とどこが違うのか？ ②

●従来支援の問題点

これまでの支援では、中学校を卒業すると、極端に支援される機会が減り、就職・自立への道のりはけわしいものでした・・・



●中学校卒業後も支援する体制を追加

中学校を卒業して、いわゆる「引きこもり」や「ニート」になったとしても、学校に替わって関係機関と連携して支援体制を構築します。

個人情報共有について

● 教育委員会内にある組織は共有できることにした。

調整機関の子育て支援課(子どもの育ちサポートセンター)が教育委員会の中にあるメリットを最大限に生かし、関係機関との情報共有を進めます。

情報の一元管理のために、子育て支援課(子どもの育ちサポートセンター)で個人の支援台帳「子ども・若者支援台帳」を作成し、各支援機関の協力により随時情報を更新します。

● 虐待にかかる事例については保護者の同意がなくてもよいため、その認識をあらためて共有できるよう整理した。

児童虐待や問題行動に対しては、早期に対応しなければならないことから、保護者等からの同意書を求めることなく、関係機関と連携して迅速に対応します。

● 必要なときは同意書を取り、引き継ぐことにした。

障がい・ひきこもりなどで支援が途切れてしまう、又は他の関係機関の支援も検討する必要がある場合、相談時に説明書を渡し、同意書をいただき、関係機関で情報を共有します。

「三条システム」のポイント

1. 市が、子ども・若者という「市民」の支援体制の構築について責任を持つという理念に立ったこと。
2. 教育委員会内に福祉系組織「子育て支援課(子どもの育ちサポートセンター)」があり、調整組織として機能していること。
3. 内閣府、文科省、厚労省がそれぞれ推奨する、虐待、障がい、問題行動、ひきこもり等への支援ネットワークを統合していること。
4. 市内の国機関、県機関などの外部機関との「情報共有化」について整理がなされており、現行の個人情報保護法下で機能できるようにしていること。
5. 保護者支援ツールとして子育てサポートファイル「すまいるファイル」をすべての子どもを対象に配付していること。
6. 中学校卒業後もフォローできるよう対象者を若者までとしていること。

一人一人のライフステージに沿った切れ目のない支援のため
「総合サポートシステム」の挑戦は、これからも続きます。
今後ともご協力をお願いします。



子どもたちの「すまいる」のために・・・